

平成 21 年 5 月 22 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18730049
 研究課題名（和文） 少年司法における「未決」段階の身体拘束に関する総合的研究
 研究課題名（英文） A Research for functions and legal problems of depriving personal liberty in the Japanese juvenile justice system.
 研究代表者
 武内 謙治（TAKEUCHI KENJI）
 九州大学・大学院法学研究院・准教授
 研究者番号：10325540

研究成果の概要：

本研究は、少年司法における「未決」段階の身体拘束に関する刑事政策上・国際人権法上の関心が高まるなか、現在それが果たしている機能とあるべき像を探ることを目的とした。本研究に取り組む中で公表した論文・学会報告・図書では、国際人権法上指摘されてきた日本の問題点は近時なお深まりを見せていること、それを解決するためのひとつの法策には国選付添人制度の拡充があることを示した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,300,000	0	1,300,000
2007 年度	1,100,000	0	1,100,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	270,000	3,570,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：少年法

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本では、刑事施設のみならず、少年鑑別所も含めた少年施設の未曾有の過剰収容状態が続いており、その解決策の提示が現実的に焦眉の課題になっていた。

(2) 他方、2004 年の国連子どもの権利委員会による日本政府による第二回報告書に対する最終所見に端的に示されているように、少年司法における審判前・審判中の身体拘束

処分の回避策・援助策を講じることが、国際人権法上、喫緊の課題になっていた。

(3) さらに、2000 年の少年法改正により観護措置期間の延長や異議申立制度が新たに導入されたことで、「未決」段階の身体拘束処分の判断基準を明確化することが、学理上も実務上も求められる状況になっていた。

2. 研究の目的

上記の背景を前にして、本研究が目的としたのは、次の点であった。

(1) 観護措置決定の分析とそれによる基準の明確化

(2) 観護措置決定に関する判断が他の措置から受けている影響・他の措置に与えている影響という社会的事実的機能の解明

(3) 身体拘束中における「処遇」の可能性とその限界、法的・社会的援助の可能性と現実的な課題の提示

(4) 身体拘束処分の代替策の検討とその現実化のための条件枠組みの提示

本研究は、人権保障の拡充と刑事・少年施設の過剰収容の解消、そしてそのことによる刑事政策的・財政的矛盾の解消を図るために、大きくはこの4つの課題に取り組むことを目的とした。また、そのことで、観護措置を中心として少年司法における「未決」段階の身体拘束をめぐる法的・犯罪学的・刑事政策的問題を総合的かつ体系的に解明し、解決策を具体的に提示することが、本研究の目的であった。なお、刑事公判手続中の少年の身体拘束も重大な問題ではあるが、この問題は、副次的に扱うことにした。少年手続における課題の解明を進め、具体的な解決策を講じることで、刑事公判中の身体拘束の問題についても相当程度共通の解決策を導きうると考えたからである。

(5) 以上の研究目的の下で本研究が取り組むことを予定した具体的課題は、次の通りである。

上記(1)に関して、観護措置に対する異議申立をめぐる裁判例を中心に、裁判所による法的判断の要因分析を行い、法的判断のプロセスを可視化する。

上記(2)について、特に検察統計年報・司法統計年報・矯正統計年報・保護統計年報の各統計を用いて、逮捕・勾留などの審判前の身体拘束・観護措置・終局処分の相関関係を非行名別に把握し、身体拘束処分が相互に与える影響と機能を明らかにする。

上記(3)について、学習権の保障や教育的措置の必要と、国際人権法上求められている無罪推定原則との中で、身体拘束中の少年について認められうる「処遇」の内容と限界を明らかにする。ここでは併せて、付添人や家庭裁判所調査官、さらには民間ボランティアによる援助の可能性も検討することにする。

上記(4)に関して、未決勾留に代わる観護措置を活用する可能性、家裁調査官による観護措置の活用可能性、勾留や観護措置そのものの回避・代替策を外国の例をも含めて検討し、その担い手も含めて、現実的な可能性と条件枠組みを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究が設定した研究課題に取り組む際に用いたのは、次の3つの研究手法である。

(1) 判例分析。判例分析については、観護措置に対する異議申立てに関連する判例を中心に分析を進める。通例判例集に掲載されることのない観護措置そのものの決定についても、法曹関係者に協力を仰ぎ、可能な限り広い範囲で事例の収集を行い、判例集未掲載の事例についても分析検討の対象とすることを予定した。

(2) 統計分析、アンケート調査、ヒアリングによる経験的調査。経験的な調査として行うアンケート、ヒアリング調査は、本研究が身体拘束処分の代替策・回避策の具体的な提示まで目的とすることから、法曹関係者にとどまらず、少年鑑別所職員、家庭裁判所調査官、福祉関係者や民間ボランティアも対象として行うことを予定した。

他方、統計分析は、検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報を中心に行うことを予定した。統計分析としては、まず、逮捕・勾留・家庭裁判所の受理時身柄付・観護措置・終局処分・弁護士付添人選任・少年鑑別所における収容者などにつき、その非行名、年齢構成、男女の別などを個別に分析、整理し、併せて、その長期的な変化を明らかにする。その上で、例えば、受理時身柄付の有無と観護措置の関係や、観護措置の有無による終局決定の差違などについて分析を進め、相互の相関関係を可能な限り網羅的な形で明らかにする。この相関関係についても、現状を正確に把握するため、各年のデータのいわば「横の関係」の分析を積み上げる形で、長期的な変化の分析まで行うことを予定した。

(3) 特にドイツを中心とした比較法研究。比較対象としてドイツを選定した理由は、次の点にあった。第一に、ドイツでは、1990年の少年裁判所法第一次改正法により未決勾留の要件が厳格化され、福祉法上のホームを用いる未決勾留の回避策や未決勾留中の援助策が具体的に講じられている。現在では、相当数のプロジェクトが立ち上がっており、犯罪学的な実証研究に基づく付随調査の蓄積もある。第二に、ドイツでは、少年審判補助者や弁護人の役割の変化が1970年代終わりから起こっており、日本にとっても、国際人権法を視野に入れた場合に参考になる議論の蓄積がある。第三に、ドイツでは、「典拠の疑わしい未決勾留」をめぐる議論がすでに蓄積されており、そこから多大な示唆を受けることが期待できる。また、未決勾留と終局処分との相関関係や弁護士選任による身

身体拘束回避・短縮効果に関する犯罪学的実証研究の蓄積もあり、犯罪学的実証研究の国際比較を容易に行いうる基盤がすでにある。

4. 研究成果

本研究では、研究の過程において、次のような成果を得た。

(1) 少年に対する「未決」段階における代表的な身体拘束処分である、勾留、勾留に変わる観護措置、観護措置、観護措置の取り消しに関する裁判例・審判例を収集した。また、いくつかの事案については、関係者へのヒアリングを行い、ケース研究を行った。また、「未決」段階における身体拘束処分に関する実務運用につき、少年司法における実務従事者へのヒアリングを行った。

(2) ドイツにおいて、少年司法の「未決」段階における身体拘束処分を回避するためのプロジェクトにつき、ヒアリング調査を行った。また、ドイツにおける「未決」段階の法的・社会的援助策につき、文献分析とヒアリング調査を行った。

(3) 少年に対する「未決」段階における身体拘束に係る統計の分析を包括的に行った。具体的には、少年に対する逮捕、逮捕後の措置、勾留、勾留に代わる観護措置、観護措置の運用に関する長期的な変化につき、統計分析を行った。また、観護措置の有無と家庭裁判所の終局決定との関係や、(弁護士)付添人選任との比較を可能にする統計分析も行った。

(4) 以上のような、研究過程における成果をも踏まえ、本研究では、次のような知見を得ることができた。

少年司法における「未決」段階の身体拘束は、2000年以來複数回行われている少年法改正の直接の対象とはされていなかった。それにもかかわらず、2000年以降は、逮捕や勾留の数・割合は増加傾向にあることが統計分析により明らかとなった。また、勾留と勾留に代わる観護措置との比率の推移を見てみると、勾留の割合が高くなってきており、法の要請とは裏腹に、成人と同様の勾留が行われる頻度が高くなっていることが明らかになった。

総じていえば、少年に対する「未決」段階における身体拘束は、それが法改正の対象とされていないにもかかわらず、より多く、より頻繁に用いられるようになっており、身体拘束の期間も長期化している。同時に、ここからは、一連の少年法改正が、身体拘束処分に対するセンシビリティを鈍らせるという作用を生んだのではないかとの仮説も導き

出しうる。

観護措置の有無と家庭裁判所における終局処分の関係を分析してみると、観護措置が行われている方が、終局処分として身体拘束処分が選択されている割合が大きい。ここからは、少年司法における「未決」段階の身体拘束が、終局処分として身体拘束処分を選択させるよう機能しているのではないかとの仮説が成立しうる。

さらに、家庭裁判所が事件を受理する前の段階における身体拘束を意味する「受理時身柄付」の数・割合が、観護措置の数・割合と重なるように変動しているという、経験・実務上よく知られた事柄を前提とすれば、「未決」段階における身体拘束が最終的には家庭裁判所の終局決定の選択に影響を与えている可能性も十分にあるという仮説も成り立ちうる。

特に、虞犯に対する身体拘束処分を分析してみると、少年司法においては、要保護性(保護の必要性)の程度をはかるために「未決」段階の身体拘束である観護措置がとられるのがむしろ通例であるといえる。しかし、そのことにより却って終局処分として身体拘束が選択される可能性が高まるとの仮説が成立しうる。

こうしたある種の矛盾を解決するためのひとつの方策としては、「未決」段階からにおける身体拘束処分の決定段階から、国選付添人を必要的に選任する制度が考えられる。

これらの知見は、いずれも、後掲の雑誌論文・学会発表・図書において公表を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

武内謙治、少年行刑法は不要か、法政研究、74巻4号、332-295頁、2008年、査読あり、九州大学学術情報リポジトリ：
<https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/handle/2324/10792>

武内謙治、国選付添人制度の展望と課題、法政研究、75巻1号、204-162頁、2008年、査読あり、九州大学学術情報リポジトリ：
<https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/handle/2324/11817>

武内謙治、少年司法の現在と未来への見取り図、法政研究、73巻2号、436-405頁、2007年、査読あり、九州大学学術情報リポジトリ：
<https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/handle/2324/10734>

[学会発表](計3件)

武内謙治、2000年改正以降の少年法改正をふりかえって、日本司法福祉学会第9回大会、2008年8月3日

武内謙治、2007年少年法改正問題、日本刑法学会第86回大会、2008年5月18日

武内謙治、少年司法の現在と未来の見取り図、日本司法福祉学会第7回大会、2006年8月6日

[図書](計3件)

武内謙治、少年法と刑事手続、村井敏邦＝川崎英明＝白取祐司編『刑事司法改革と刑事訴訟法』、日本評論社、335-370、2007年、査読なし、九州大学学術情報リポジトリ：<https://qi.r.kyushu-u.ac.jp/dspace/handle/2324/14537>

武内謙治、ドイツにおける少年審判の構造と検察官、弁護人の役割、守屋克彦・斉藤豊治編『少年法の課題と展望 第2巻』、成文堂、107-129頁、2006年、査読なし

武内謙治、公的付添人制度に関する検討、葛野尋之編『少年司法改革の検証と展望』、日本評論社、160-187頁、2006年、査読なし

[その他]

ホームページ等

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~takeuchi>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武内 謙治 (TAKEUCHI KENJI)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：10325540